

第57回憲法と平和を考えるつどい

学校が「愛国心」を教えるとき 教育基本法「改正」で子どもたちはどうなる？ そして先生たちは？

講師：西原 博史 氏（早稲田大学教授・憲法学）

日時：2005年2月11日（金）10～12時
場所：宮崎市教育情報研修センター

目 次

- ・講演要旨 p1
- ・教育基本法 p2
- ・教育基本法に盛り込むべき項目と内容について 与党中央間報告 p3
- ・門出祝う場に卑劣な脅し／東京都の「日の丸」「君が代」強制 西原博史 p7
- ・教育基本法をなぜ変えるのか／ねらいは「戦争する人づくり」 山口隆 p8
- ・「教育にこそ子どもの最善の利益を！！～教育基本法「改正」に反対するアピール～」「子どもの権利条約」宮崎の会 p9
- ・教育基本法改正は反対／「宮崎の会」首相あてに声明文 宮崎日日新聞 p11
- ・公的支出（GDP比）は最低／学級人数2番の多さ p11
- ・憲法・教育基本法を「改正」するのではなく、学校や社会に生かすことを求めるアピール 「教育基本法の改悪をとめよう！」宮崎県緊急集会 p12
- ・教育基本法定期資料 p14

主催：日本科学者会議宮崎支部、宮崎民主法律家協会
協賛：「子どもの権利条約」宮崎の会、宮崎県教職員の会
宮崎県歴史教育者協議会、憲法と平和を守る宮崎県連絡会



西原博史氏プロフィール

1958年生まれ。早稲田大学教授。博士（法学）。専攻は憲法学。とくに、良心の自由の問題を研究しており、最近は、愛国心や教育基本法などについての論文や講演も多い。【主な著書】『教育基本法「改正」』（岩波ブックレット、2004年）『学校が「愛国心」を教えるとき』（日本評論社、2003年）『平等取扱の権利』（成文堂、2003年）『良心の自由（増補版）』（成文堂、2001年）。



学校が「愛国心」を教えるとき

——教育基本法「改正」で子どもたちはどうなる？そして先生たちは？——

西原博史（早稲田大学）

1. 教育基本法を変えることがもつ意味

- a) 教育に関する「準憲法的」な「根本法」としての教育基本法
- b) 封じ込めの対象としての天皇絶対主義的・全体主義的・軍国主義的な教育内容と教育手法
- c) 教育目的としての「人格の完成」と、《教育は子どものために行われる》という確認

2. 教育基本法「改正」勢力が「改正」をもくろむ理由

- a) 「邪魔者」としての教育基本法
- b) 「改正」の目標としての道具的子ども観の再注入
- c) グローバル競争時代における戦力としての創造力を有する優秀な人材に対する要請
- d) 「戦える国造り」の中における「戦う国民作り」の要請
- e) 中教審・中間報告における要請の反映——「能力主義」と「愛国主義」の強調

3. 「能力主義」の導入と公教育の「公共性」の危機

- a) 「個性重視」「基礎・基本」「学ぶ意欲」「個性に応じた教育」
 - ・一人ひとりの子どもに着目？
 - ・「これまでの教育は結果の平等重視」？ 本音としての脱落容認！
- b) 現在の「学校間競争」政策により「効率性」の追求における「選択者」としての「親」
- c) 「ゆとり」教育による「基礎・基本習得」の不利と家庭学習への依存性
- d) 現在の政策が前提としている「家庭による学校支援・学習支援」と、その裏面としての学校教育の階級的分断

4. 「愛国主義」の徹底と公教育による基本的人権の破壊

- a) 「社会形成に参画する『公共』の精神」と「日本人としてのアイデンティティ」
- b) 国旗・国歌を「強制しない」とした（1999年国旗・国歌法制定過程）こと、その後
- c) 道具主義的子ども観の中核としての「思想注入」=洗脳=マインドコントロール
- d) 「国家」との関係を支配することによる、思想の全面的な統制可能性
例としての福岡市通知票問題——「愛国心」の問題としてよりも、「平和」の問題として

5. 「子どもの思想・良心の自由を保障する学校」、「個人の思想・良心の自由を尊重する国家」という対案

教育基本法

一九四七年三月三一日
法律第二五号

れなければならぬ。

第一條（教育の方針） 教育の目的
は、あらゆる機会に、あらゆる場
所において実現されなければな

敬重し、協力し合わなければならぬものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならぬ。

な。②法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的

わくは日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示し

學問の自由を尊重し、實際生活に則り、自發的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と發展に貢献するよう努めなければならぬ。

学校は、公の性質をもつものであつて、國又は地方公共団体の外、法律によるる者のみが「これを設置する」とがでせる。

②国及び地方公共団体が設置する
第六条(宗教教育) 宗教に係する
寛容の態度及び宗教の社会生活
における地位は、教育上これを
尊重しなければならない。

真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

第三条（教育の機会均等）　すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

体の奉仕者であつて、自らの使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。」のためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

教育の目的を明示して、新しい日本本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

(2) 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対する奨学の方法を講じなければ

勤労の場所その他社会において
行われる教育は、国及び地方公
共団体によつて奨励されなけれ
ばならぬ。

第一条(教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な國家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたづねび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身とともに健康な国民の育成を期して行わ

第四条（義務教育） 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせらる義務を負う。
②国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育について
は、授業料は、これを徴收しない。

博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければなりません。

る諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

この法律は、公布の日から施行する。

教育基本法に盛り込むべき項目と内容について(中間報告)

与党教育基本法改正に関する検討会においては、これまで教育基本法に盛り込むべき項目及び内容について検討を深めてきた。検討にあたっては、次の4点を前提としてきた。

- ①教育基本法の改正法案は、議員立法ではなく、政府提出法案であること
- ②改正方式については、一部改正ではなく、全部改正によること
- ③教育基本法は、教育の基本的な理念を示すものであって、具体的な内容については他の法令に委ねること
- ④簡潔明瞭で、格調高い法律を目指すこと

教育基本法に盛り込むべき項目については、次のようにした。

- | | |
|-----------------|-------------|
| ○ 前文 | ○ 大学教育 |
| ○ 教育の目的 | ○ 私立学校教育の振興 |
| ○ 教育の目標 | ○ 教員 |
| ○ 教育の機会均等 | ○ 社会教育 |
| ○ 生涯学習社会への寄与 | ○ 政治教育 |
| ○ 家庭・学校・地域の連携協力 | ○ 宗教教育 |
| ○ 家庭教育 | ○ 教育行政 |
| ○ 幼児教育 | ○ 教育振興基本計画 |
| ○ 学校教育 | ○ 補則 |
| ○ 義務教育 | |

各項目に盛り込むべき内容については、現時点でのとりまとめは別紙のとおりである。

なお、それぞれの項目及び内容については、

- ・現行法前文中の「憲法の精神に則り」の扱いについて
- ・国を愛する心について
- ・宗教教育及び宗教的情操の内容と扱いについて
- ・義務教育制度について、特にその年限の扱いについて
- ・中等教育の意味と高等学校、大学の位置づけ
- ・職業教育について
- ・幼児教育と家庭教育について
- ・教育における国と地方の役割について
- ・私学振興と憲法第89条とのかかわりについて
- ・教育行政における「不当な支配に服することなく」について
- ・学校教育における学習者の責務について

などの論点があり、さらに検討を要するものである。

前文

- 法制定の背景、教育の目指す理想、法制定の目的

教育の目的

- 教育は、人格の完成を目指し、心身ともに健康な国民の育成を目的とすること。

教育の目標

- 教育は、教育の目的の実現を目指し、以下を目標として行われるものであること。

- ① 真理の探究、豊かな情操と道徳心の涵養、健全な身体の育成
- ② 一人一人の能力の伸長、創造性、自主性と自律性の涵養
- ③ 正義と責任、自他・男女の敬愛と協力、公共の精神を重視し、主体的に社会の形成に参画する態度の涵養
- ④ 勤労を重んじ、職業との関連を重視
- ⑤ 生命を尊び、自然に親しみ、環境を保全し、良き習慣を身に付けること
- ⑥-1 伝統文化を尊重し、郷土と国を愛し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の涵養
- ⑥-2 伝統文化を尊重し、郷土と国を大切にし、国際社会の平和と発展に寄与する態度の涵養

教育の機会均等

- 国民は、能力に応じた教育を受ける機会を与えられ、人種、信条、性別等によって差別されること。
- 国・地方公共団体は、奨学に関する施策を講じること。

生涯学習社会への寄与

- 教育は、学問の自由を尊重し、生涯学習社会の実現を期して行われること。

家庭・学校・地域の連携協力

- 教育は、家庭、学校、地域等の連携協力のもとに行われること。

家庭教育

- 家庭は、子育てに第一義的な責任を有するものであり、親は子の健全な育成に努めること。国・地方公共団体は、家庭教育の支援に努めること。

幼児教育

- 幼児教育の重要性にかんがみ、国・地方公共団体はその振興に努めること。

学校教育

- 学校は、国・地方公共団体及び法律に定める法人が設置できること。
- 学校は、教育の目的・目標を達成するため、各段階の教育を行うこと。
- 規律を守り、真摯に学習する態度は、教育上重視されること。

義務教育

- 義務教育は、人格形成の基礎と国民としての素養を身につけるために行われ、国民は子に、別に法律に定める期間、教育を受けさせる義務を負うこと。
- 国・地方公共団体は、義務教育の実施に共同して責任を負い、国・公立の義務教育諸学校の授業料は無償とすること。

大学教育

- 大学は、高等教育・学術研究の中心として、教養の修得、専門の学芸の教授研究、専門的職業に必要な学識と能力を培うよう努めること。

私立学校教育の振興

- 私立学校は、建学の精神に基づいて教育を行い、国・地方公共団体はその振興に努めること。

教員

- 教員は、自己の崇高な使命を自覚して、研究と修養に励むこと。教員の身分は尊重され、待遇の適正と養成・研修の充実が図られること。

社会教育

- 青少年教育、成人教育などの社会教育は、国・地方公共団体によって奨励されるものであり、国・地方公共団体は学習機会の提供等によりその振興に努めること。

■ 政治教育

- 政治に関する知識など良識ある公民としての教養は、教育上尊重されること。
- 学校は、党派的政治教育その他政治的活動をしてはならないこと。

■ 宗教教育

- 宗教に関する寛容の態度と一般的な教養並びに宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されること。
- 国・公立の学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならないこと。

■ 教育行政

- 教育行政は、不当な支配に服することなく、国・地方公共団体の相互の役割分担と連携協力の下に行われること。
- 国は、教育の機会均等と水準の維持向上のための施策の策定と実施の責務を有すること。
- 地方公共団体は、適当な機関を組織して、区域内の教育に関する施策の策定と実施の責務を有すること。

■ 教育振興基本計画

- 政府は、教育の振興に関する基本的な計画を定めること。

■ 梯則

- この法律に掲げる諸条項を実施するため、適当な法令が制定されること。

付記

- ・「教育の目標」中の「国を愛し」「国を大切にし」については、統治機構を愛するという趣旨ではないとの認識で一致した。
- ・「宗教教育」については、宗教が情操の涵養に果たす役割は教育上尊重されることを盛り込むべきとの意見があった。
- ・「教育行政」中の「不当な支配に服することなく」については、適切な表現に変えるべきとの認識で一致した。

春、門田を冠する講演がやつ

べり。しかし、今年の東京

には、この規則の場に立つ際

に、生活の部分の課をしてお

んのかどうかを告じて選択

を選ばれる人たちはいる。

「自分のものを考へ、判断で

きる人間になれ」と語り続け

てきた教子の前に、自分の

意志を賣いのが、それも、

自分の生活を守るために長く

ものに巻かれる姿を示すの

か。教師たちとの選択を頼

むことのない、昨年の十月一

十三日に出された「卒業式

・入学式等における国旗掲揚

及び国歌斉唱の実施につい

て」と題された、東京都教育

委員会の通達である。

専ら義務づけない

政府が当然の約束

一九九九年制定の国旗・国歌法によると、「君が代」が国歌として定められた。しかし、天皇の御代をたたねる「君が代」は、自分が属する國を表すシンボルと認めるか否かは、一人ひとり個人の問題である。国旗・国歌法の制定あたり、歌や旗の尊重が義務づけられるといひながら、政府が約束した

西原 博史

門出祝う場に専らな督し

東京都の「日の丸」「君が代」強制

元気よく「君が代」を歌う儀式を回摺り取り組みである。一〇・三通達につながるものたち全員が立ち上がり、

稲田大学教授（一九五八年生まれ。憲法學。全国憲法研究会事務局長）

「学校が『愛國心』を教えるとき『教育基本法』が改訂など。

の当然のことであった。自分

のアイアンティティーにかかわる线条を自由に形成されるこひば、憲法「九条を保障された思想・良心の自由」を守り

れていた。

しかし、この法律ができる

て四年、押しつけは敷しきを

増していく。特に学校では

子どもたちは「君が代」を歌

わせるべく、行政側の今まで

まな動きが積み重ねられてき

た。もちろん、国歌斎唱への

参加は子どもたちも強制は

できなかった。この点は政府も認

めていた。そのため、二〇〇〇年からは、学校側から子

どもたちは「国歌斎唱

に参加するか否かは自分で判断していい」といふふうと、うヌッセージをきかないと成

らねいた。しかし、今ではそ

うした国歌斎唱の伝統になじ

いひはないと政府が約束した

扱い細かく定め、

命令への責任問う

実際に進んでるのは、子

もたち全員が立ち上がり、

元気よく「君が代」を歌う儀

式を回摺り取り組みであ

る。一〇・三通達につなが

る東京都教育委員会の議論で

は、歌わない子もいる。

しかし「不正確」とされた。「正

確」を回摺す通達では、「國

旗は、式典会場の舞台壇上正

面に掲揚する」から始まる。

微に入り細に入り国旗・国歌

の扱いを定め、「教

職員は、会場の指定

された席で国旗に向

かって起立し、国歌

を斎唱する」ことが

義務づけられ、この

通達を実施する校長

の職務命令に従わな

い場合は「服務上の

責任を問われる」こ

とが明記されている。

これが單なる書

ではない。昨年十月

から、都立高校では、創立記念式典等

自分で考える教育

子ども・教師は邪魔

され单なる書

ではない。教育委員会

の場面での通達が

実施され、校長は教

るのは、教師の個人としての

判断であることを育てる教

命の議論では、「強制」は「

した。式典会場の舞台壇上正

面から大量的応援員が駆け

つけ、一人ひとりの教職員

が立つて、歌つて、歌つて、歌

付けて、戒厳令が下された。

しかし、行政側の狙い旨

を實現する」ことが

事情聴取の中では、「三回や

つたらクレ」という言葉ま

で、まあいいかなと語られた

ところ。三回目は、卒業式を

経て、入学式の日にやってく

よ。單なる書じこじこも生

き取る気を取るかを選

択せやしないかと考へて

り方と聞かれていた。

子ともを権力の眞面目として

洗脳するための教育を実現す

る最終ステップが、法案提出

を前に調整が続いている教育

基本法「改正」であり、その

テストケースが国歌斎唱の強

制である。今、自分で考へ

判断できる子どもを育てる教

育が正念場に立たされてい

る。

教育基本法をなぜ変えるのか

2003年3月20日、中央教育審議会は教育基本法を改悪する答申を出しました。→ 2004年2月25日には自民党、民主党の国会議員230人以上が参加する超党派の議員連盟である「教育基本法改正促進委員会」がつくれられました。



重大な問題点 与党「中間報告」

血脈・公明の手続でつい
て「教育基本法改正協
議会」が2001年6月

『愛国心』で憲法9条改悪に呼応

全班集 6410.13

ねらいは「戦争する人づくり」

全日本教職員組合教育文化局長 山口 隆

るのか

は教育を受けた機会を守
てますが、「中間報告」えらねない意味しか
は、これを「教育行政は、もたらすなり、「できる
不当な支配に服する人」、「子」は幼い児のなる
ともに健康な国民の育成
を期して行われなければ
ならない」(傍聴用語者)
と述べていますが、「中
間報告」ば、この傍聴部
分をすべて抜き去つて以
上、「国を愛する心」(國
民党案)、「國を大切にす
る心」(公明党案)を入れ
込もうとしています。
つまり、「完成」をめ
さすべき人格の内容とし
ての、平和・人権・民主
主義の憲法理念を実現す
る主権者育成という中身
をすべて抜き去つた、い
わば空っぽの人格の中
に、「愛國心」を流し込
もうとするのです。

第2回は、教育行政を絶
対化して、子どもや父母
・國民、教職員の教育行
政に対する要望や意見を
「不适当な支配」として過
けようとしたのです。

教育基本法第10条は
「教育は、不适当な支配に
変えよ」としてある。

教育基本法が規定する
「不适当な支配」は、行政
権力などによる教育への
介入・干渉をもつていてま
すが、主語を「教育行政」
は「に變ると」意味が
180度変わつて、子ど
も、父母・國民、教職員
などが教育行政がすすめ
る施策に意見を言うこと
が「不适当な支配」とな
ってしまいます。

第3回は、教育の機会均
等の破壊です。教育基本
法第3条は、「すべて國
民は、ひといしょ能力を発
揮する教育を受ける機会を
与えられなければならない
」(傍聴用語者)と述
べてますが、「中間報
告」は、じこから「すべ
て」と「ひといしょ」があ
り、「ひといしょ」を抜
き去つています。「すべ
て」と「ひといしょ」があ
るが、なぜか「ひといしょ」
を許さないといふのが、じ
つは教育の機会均等
悪を許さぬといふとお
すんだ教育基本法改悪を

教育にて子どもたちの最善の利益を！・！

「教育基本法「改正」に反対するアピール」

「子どもの権利条約」宮崎の会

私たちちは、子どもの権利条約を無視し、憲法の「改正」にもつながる教育基本法「改正」に反対します。戦後日本は、第二次世界大戦に敗れる前の日本の教育は、教育勅語を基にした国家に統制された戦場へと駆け立たされました。真理と平和を希求する人間の育成から離れたものでなく、民衆の教育の出発は、教育基本法です。主主義日本は、理想国家を実現してゆくための両輪としてこの法律がつくりました。教育基本法の前文には、「日本国憲法の理想の実現は根本において教育の力によること」高らかに謳われています。

その教育基本法がこの1月の通常国会で「改正」されようとしています。ものは2004年1月30日、国連子どもの権利委員会から出された最終所見では、子どもの権利条約の実施状況に対して具体的な懸念事項と勧告が示されました。その中で最も厳しく、「いじめを含む学校における暴力に対する改善勧告」が未だ実施されていないことがあります。これにより、現在の子どもが共同して子どもの権利を守るために方策を立てるようになります。

政府は国連の勧告を無視し、子どもを取り巻く厳しい条件を改善することなく教育基本法を「改正」しようとしています。これが憲法の精神に根本的に反する家が「改正」のねらいは、「戦争をする国の人づくり」であり、教育を戦前のよう

その重要だたど考えます。の「改正」に強く反対するものです。

二〇〇五年一月一七日

〔中央審議会答申と子どもの権利条約〕

〔中央教育審議会「21世紀の教育が目指すもの〕	〔抵触する内容と憲法と子どもの権利条約の条文〕
①「自己表現を目指す自立した人間の育成」	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人の尊厳」を究極の価値とし個人が国家の犠牲になることを否定する憲法13条と子どもの権利条約3条に違反。
②豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊かな心」とは「崇高なものに対する畏敬の念」などの道徳・宗教的情操のこと。憲法20条に違反。 ・「健やかな体」とは、国家にとって価値のない生命として障害者の排除を意味する。憲法13条と子どもの権利条約3条に違反。また、若者を戦場にたたせるものであり、憲法9条と子どもの権利条約6条に違反する。
③「知」の世紀をリードする創造性に富んだ人間の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・競争に勝った一握りの子どもに対してだけ教育を行う。多くの子どもには愛国心だけしか教育しない。親の所得が結果を左右するアンフェアな競争は、不平等の拡大再生産をもたらす。憲法14条（平等の原則）と子どもの権利条約2条に違反。 ・現行法の機会均等は絵空事に。
④新しい「公共」を創造し、21世紀の國家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成。	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共に参画する日本人の育成」とは愛国心教育のこと。子ども達に対しても、現政権が善とする思考と行動を要求して評価する教育は、子どもの自我形成を歪曲して最善の利益を害する。 ・大政翼賛に至る愛国新教育は民主主義の衰退をもたらし、国民の国家へ統合、奉仕の推進は個人主義の崩壊を招くこととなり、憲法と子どもの権利条約のすべての規定に違反。
⑤日本の伝統・文化を基盤として国際社会を生きる教養ある日本人の育成。	<ul style="list-style-type: none"> ・中教審の答申でいわれる伝統とは天皇、天皇制のことであり、憲法と子どもの権利条約のすべての規定に違反。

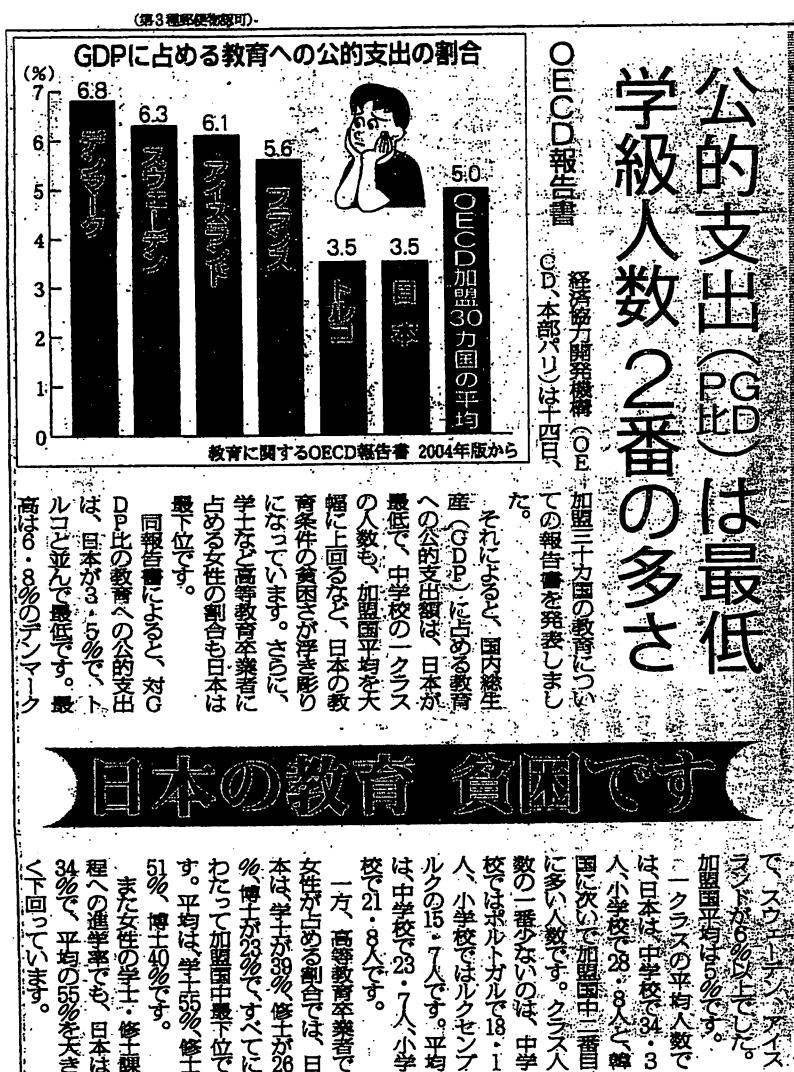
教育基本法改正は反対

「宮崎の会」首相あてに声明文

政府の教育基本法改正の動きに対し「子ども^{の権利条約}」宮崎の会（会長・成見幸子弁護士、約百五十人）は十七日、教育基本法改正に対する声明文を小泉首相と中山成彬文部科学相、本県選出国會議員などに送付したことを見た。この意図が全く聞かれておらず、子供の人権の基本である「子どもの権利条約」の趣旨に反している」と批判。「戦後の反省から生まれた同法の精神を生かすことが重要」とし、改正を見直すよう求めている。

声明は宮崎の会が単独で実施。成見会長は「教育基本法は平和憲法ともいえ民主主義国家を実現するための権利条約」である。

するための回転だが、改正の動きがある」とを知らない人も多い。急速に世論を高めて改正を阻止しないといけない」と話している。



憲法・教育基本法を「改正」するのではなく、 学校や社会に生かすことを求めるアピール

教育基本法は、「憲法の理想の実現は根本において教育の力にまつ」(教育基本法前文)として制定されました。

そして、就学保障や高校進学率の向上をはかり、どこに住んでいても、どんなに障害があっても、家庭の経済状況にかかわらず教育を受ける権利を保障するうえで、大きな役割を果たしてきました。

ところがいま、この教育基本法を変えようという動きが強まり、1月からの通常国会にも改悪法案の提出がねらわれています。この法案のもととなる、昨年6月、「与党教育基本法改正に関する協議会」が出した「中間報告」には、重大な内容が示されています。

教育基本法がこの与党「中間報告」の方向で改悪されるならば、教育は、国家がわたしたち一人ひとりを支配するための手段へと変えられてしまいます。

この「中間報告」は、前文の「憲法の精神に則り」の扱いが検討事項になっていることからもわかるように、教育基本法の精神そのものを解体する内容となっています。第1条(教育の目的)において、「個人の尊厳」と「平和的な国家および社会の形成者」という部分が削除され、個人の尊厳と平和主義という教育基本法の根本理念が否定されています。また、第10条(教育行政)は、「教育は、不当な支配に服することなく」から「教育行政は、不当な支配に服することなく」へと書き換えられています。これによって、教育現場は、教育行政によって全面的に支配され、その自由は奪われることとなります。

さらに、子どもや親の教育の権利を保障するのではなくその責務が規定され、国家権力に規制をかける法から、私たち一人ひとりを拘束する法へとその性格が180度転換してしまいます。

すでに教育現場の状況はきわめて悪化しています。「日の丸・君が代」の強制は、国旗・国歌法制定時の「強制するものではない」という政府答弁にもかかわらず、全国各地の教育現場で猛威をふるい、多数の教職員が処分されています。現場で、地道に積み重ねられてきた性教育やジェンダー・フリー教育の実践に対して、これらの意義をねじ曲げる政治家や教育行政によって不当な介入がなされ、はげしく攻撃されています。

義務教育費国庫負担の削減・廃止の動きは、教育における地域間格差をいっそう拡大し、教育の機会均等を奪う危険性をもっています。これらは、教育基本法の改悪を実質上先取りした動きであるといえます。

このように教育基本法は、これまで政府や教育行政によって、十分に尊重されてきたとはいえないません。しかも、それを無視する傾向は、近年一層強まりつつあります。

個人の尊重と平和主義を規定し、国家権力に規制をかける法という性格を持つ教育基本法は、国家主義と軍事大国化へ向けての力が急速に増大しつつある現在、ますますその存在意義を高めているといえます。

教育基本法が改悪されることになれば、私たちが大切にしてきた教育の自由と平等はその防波堤を失い、状況がさらに悪化することになるのは必至です。それだけにとどまらず、これは戦後における教育や社会の原理・原則を転換することにつながります。

「国を愛する心」＝「愛国心」が教育基本法に盛り込まれれば、国家に従順な「心」や「内面」を持つことがあらゆる教育の場で強制されます。学校現場だけでなく、家庭や地域を含めた社会全体で、国家・政府に従うこと、最終的には、「命をも投げ出すこと」が善だという規範がおしつけられることになります。それは、國家の交戦権を否定し、人々が国家のために犠牲となることを否定した日本国憲法9条の改悪とも直結しています。

また近年の「教育改革」によって、学校現場に市場原理が次々と導入され、子どもたちと教職員、そして保護者もこれまで以上に激しい競争に巻き込まれています。それに加えて小学校・中学校における学校選択、習熟度別指導、中高一貫校など、子どもたちを「能力」によって早期にふるい分けし、格差を拡大する政策がすすめられています。教育基本法の改悪は、この方向を固定化し、教育の平等はさらに奪われることになるでしょう。

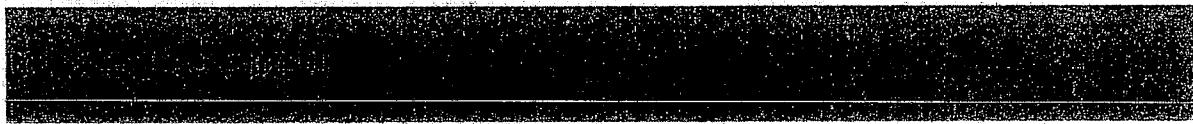
戦後はじめて自衛隊の海外の戦地への派兵が強行され、「戦争のできる国家」へ向けての転換が急速にすすめられている現在、「戦争する国家」をささえる「国民精神」を教育の場で育成することがねらわれています。教育基本法の改悪は、この社会の原則そのものを「平等と平和」から「差別と戦争」へと大きく転換させるものにはかなりません。

本日の集会に参加した私たちは、このような教育基本法の改悪を阻止するために、奮闘することを宣言するとともに、政府与党に対して、憲法・教育基本法を「改正」するのではなく、誠実に、学校や社会に生かすことを求めるものです。

2005年1月9日

「教育基本法の改悪をとめよう！」宮崎県緊急集会

主催 「子どもと教育・暮らしを守る」宮崎県教職員の会



4(1) 教育の理念及び教育基本法に関すること

教育刷新委員会第1回総会事項の1 1946年11月20日第1回総会実況 同年12月27日建議

- 一 教育基本法を制定する必要があると認めたこと。
- 二 教育理念は、おおよそ左記のようなものとして、教育基本法の中に、教育の目的、教育の方針として、とりいれること。

1 教育の目的

教育は、人間性の開発をめざし、民主的平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義とを愛し、個人の尊厳をたつとび、勤労と協和とを重んずる、心身共に健康な国民の育成を期するにあること。

2 教育の方針

教育の目的は、あらゆる機会とあるゆる場とを通じて実現されなければならない。この目的を達成するためには、教育の自律性と学問の自由とを尊重し、現実との関連を考慮しつつ、自發的精神を養い（涵養し）、自他の敬愛と協力とによって、文化の創造と発展とに貢献するように努めなければならないこと。

- 三 教育基本法には、この法律の制定の由来、趣旨を明らかにするため、前文を付すこととし、その内容はおおむね左のようなものとすること。

1 従来の教育が画一的で形式に流れた欠陥を明らかにすること。

- 2 新憲法の改正に伴う民主的文化国家の建設が教育の力にまつことをのべ、新教育の方向を示すこと。

3 この法律と憲法及び他の教育法令との関係を明らかにすること。

4 教育刷新に対する国民の覚悟をのべること。

- 四 教育基本法の各条項として、おおむね左の事項をとりいれ、新憲法の趣旨を敷えんするとともに、これらの事項につき原則を明示すること。

1 教育の機会均等

2 義務教育

3 女子教育

4 社会教育

5 政治教育

6 宗教教育

7 学校の性格

8 教員の身分

9 教育行政

- 五 前項に示した教育基本法の各条項の内容については総会、各特別委員会の審議の結果をとり入れること。

- 六 文部省において、右の趣旨に則つて、教育基本法案を作成されること。

4(2) 教育基本法前文案及び教育基本法要綱案

第一特別委員会案 1946年11月15日

教育基本法前文案

教育は真理の開明と人格の完成とを期して行はれなければならない。従来、わが国の教育は、やゝもすればこの自覚と反省とにかけるところがあり、とくに眞の科学的精神と宗教的情操とが軽んぜられ、德育が形式に流れ、教育は自主性を失ひ、ついに軍国主義的、又は極端な国家主義的傾向をとるに至つた。この過りを是正するためには教育を根本的に刷新しなければならない。

さきに、われらは、憲法を根本的に改正し、民主的文化国家を建設して、世界平和に寄与する基礎を築い

た。この大業の成就是、一に教育の力にまつべきものであって、人間性を尊重し、真理と正義と平和とを希求する人間の育成を期すると共に、普遍的にしても個性豊かな、伝統を尊重して、しかも創造的な文化をめざす教育が普及徹底されなければならない。

われらは、こゝに教育の目的を明示して、新日本教育の基本を確立するとともに、新憲法の精神に則り、それと関聯する諸条項を定めるために、教育基本法を制定する。

われら国民はすべて、この自覚の下に、教育の目的の実現に向つて不斷の努力をいたさんことを期するも

のである。

教育基本法要綱案

一、教育の目的

教育は、人間性の開発をめざし、民主的、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義とを愛し、個人の尊厳を尚び、勤労と協和とを重んずる、心身共に健康な国民の育成を期するにあること。

二、教育の方針

教育の目的は、あらゆる機会とあらゆる場とを通じて実現されなければならない。この目的を達成するためには、教育の自律性と学問の自由とを尊重し、現実との関聯を考慮しつゝ、自發的精神を涵養し、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造発展に貢献するやうに努めなければならないこと。

三、教育の機会均等

すべて国民は、人種、信条、性別、社会的身分又は門地の如何に拘はらず、法律の定めるところにより、その能力と適性とに応じて、均等に教育を受ける機会が与へられなければならないこと。国及び公共団体は、能力あるに拘らず、経済的理由によつて修学困難な者に対し、法律の定めるところにより、育英の方法を講じなければならぬこと。

四、女子教育

男女は、お互に敬重し、協力し合はなければならぬもので、教育上原則として平等に取扱はるべきものであること。

五、義務教育

国民は法律の定めるところにより、その保護監督

する子女に、満六歳より満十五歳まで九年の普通教育を受けさせる義務を負ふこと。

國又は公共団体が設置する学校に於ける義務教育については、授業料はこれを徴収しないこと。

六、政治教育

政治的教養の啓発は、教育上これを尊重しなければならないこと。但し、法律に定める学校は、特定の党派的教育及び活動をしてはならないこと。

七、宗教教育

宗教的情操の涵養は、教育上これを重視しなければならない。

但し、官公立の学校は、特定の宗派的教育及び活動をしてはならないこと。

八、学校の公共性と自由性

法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、國又は公共団体の外、法律の定める法人のみがこれを設置することができるものとすること。学校は、教育の使命を達成し、学園の秩序を保持するために必要な規則を定めることができるものとすること。

九、教員の身分

法律に定める学校の教師は、公務員としての性格をもつものであつて、自己の使命を自覚して、その職責の遂行に努めなければならない。これがため、法律の定めるところにより、その身分が保障せられ、待遇の適正が期せられなければならないこと。

十、教育行政

教育行政は、学問の自由と教育の自主性とを尊重し、教育の目的遂行に必要な諸条件の整備確立を目標として行はれなければならないこと。

4(3) 教育基本法提案理由

1947年5月1日 総理院

○國務大臣（高橋誠一郎君）今日上程に相なりました教育基本法案につきまして、その提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げたいと存じます。

民主的で平和的な国家再建の基礎を確立いたしまするがために、さきに憲法の画期的な改正が行われたのでありますて、これによりまして、ひとまず民主主義、平和主義の政治的、法律的の基礎がつくられたのであります。しかしながらこの基礎の上に立って、真に民主的で文化的な国家の建設を完成いたしまするとともに、世界の平和に寄与いたしますること、すなわ

ち立派な内容を充実させることは、國民の今後の不断の努力にまたなければなりません。そしてこのことは、一にかかって教育の力にあると申しましても、あえて過言ではないと考えるのであります。かくのごとき目的の達成のためには、この際教育の根本的刷新を断行いたしまするとともに、その普及徹底を期することが、何よりも肝要でございます。

かかる教育刷新の第一前提といたしまして、新しい教育の根本理念を確立明示する必要があると存ずるのであります。それは新しい時代に即応する教育の目

的、方針を明示し、教育者並びに国民一般の指針たらしめなければならないと信ずるのでございます。

次にこれを定めまするにあたりましては、これまでのように、詔勅、勅令などの形式をとりまして、いわば上から与えられたものとしてではなく、国民の盛り上りまする総意によりまして、いわば国民みずからのものといたしまして定めるべきものでありまして、国民の代表者をもって構成せられておりまする議会におきまして、討議確定するために、法律をもっていたすことが新憲法の精神に適うものといたしまして、必要かつ適當であると存じた次第であります。さらに、新憲法に定められておりまする教育に関する諸条文の精神を一層敷衍具体化いたしまして、教育上の諸原則を明示いたす必要を認めたのであります。

さてこれらの教育上の原則、並びにさきに申し述べました教育の根本理念は、単に学校教育のみならず、広く家庭を含めましたところの社会教育にも通すべきものであります、これらの根本の理念並びに原則は、個々の教育法令に別々に掲げるとなく、基本的な單一の法律に規定いたしまして、その他の教育法令は、すべてこの法律に掲げまする目的並びに原則に則って制定せらるべきものとすることが適當であると考えるのであります、この法律をそこで教育基本法と称した次第でございます。

以上申し述べました理由に基きまして、この法案を作成したのでございますが、この法案は、教育の理念を宣言する意味で、教育宣言であるとも見られましようし、また今後制定せらるべき各種の教育上の諸法令の準則を規定するという意味におきまして、実質的には、教育に関する根本法たる性格をもつものであると申し上げ得るかと存じます。従って本法案には、普通の法律には異例でありまするところの前文を附した次第であります。

次にこの法案の内容について御説明申し上げますと、まずこの法律制定の由来、趣旨を明かにいたしま

するがために、ただいま申し上げましたところの前文を附してございます。次に本文にはいりましては、第一条に、新時代に即応すべ教育の理念を明らかにいたしまするがために、教育の目的を掲げました。次に第二条におきましては、このような教育の目的をいかに達成すべきか、その方針を明示いたしました。第三条、教育の機会均等のくだりにおきましては、新憲法第十四条第一項及び第二十六条第一項の精神を具体化いたしました。第四条、義務教育におきましては、新憲法第二十六条第二項の義務教育に関する規定を一層はっきり規定いたしました。さらに第五条、男女共学におきましては、新憲法第十四条第一項の精神を敷衍いたしまして、男女共学を説きました。第六条、学校教育におきましては、学校の性格、教員の身分について規定いたし、第七条におきましては、社会教育の原則を説いたのでございます。第八条、政治教育におきましては、民主主義社会における政治的教養の重要性並びに学校における政治教育の限界を示したのであります。第九条、宗教教育におきましては、新憲法第二十条の信教の自由の規定が、教育上いかに適用せらるべきであるかを示したのであります。第十条、教育行政の条下におきましては、教育行政の任務の本質とその限界を明らかにいたした次第でございます。

以上、本法案制定の理由、性格並びに内容を御説明申し上げましたが、この法案は、教育の根本的刷新について議すべく、昨年九月内閣に設けられましたところの教育刷新委員会におきまして、約半歳にわたりまして、慎重審議を重ねましたところの要綱をもとといたしまして、政府において立案作成したところのものでございます。何とぞ慎重御審議の上、御協賛あらんことを御願い申し上げる次第でございます。(拍手)

〔『第九十二回帝国議会衆議院議事速記録』
（二二五ページ、一九四七年三月一四日）
『官報』号外第十七号〕

4④ 教育基本法制定の要旨

文部省訓令第4号 1947年5月1日

このたび法律第二十五号をもつて、教育基本法が公布せられた。

さきに、憲法の画期的な改正が断行され、民主的で平和的な国家再建の基礎が確立せられたのであるが、この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

思うに、教育は、真理を尊重し、人格の完成を目標

として行われるべきものである。しかるに、従来は、ややもすればこの目標が見失われがちであつた。新日本の建設に当つて、この弊害を除き、新しい教育の理念と基本原則を打ち立てることは、今日當面の急務といわなければならない。

教育基本法は、かかる理念と基本原則を確立するため、国民の総意を表わす議会の協賛を経て制定せられ

たものである。即ち、この法律においては、教育が、何よりもまず人格の完成をめざして行われるべきものであることを宣言した。人格の完成とは、個人の価値と尊厳との認識に基き、人間の具えるあらゆる能力を、できる限り、しかも調和的に発展せしめることがある。しかし、このことは、決して国家及び社会への義務と責任を軽視するものではない。教育は、平和的な国家及び社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。又、あらゆる機会に、あらゆる場所において行われなければならないのである。次に、この法律は、日本国憲法と関連して教育上の基本原則を明示し、新憲法の精神を徹底するとともに、教育本来の目的の達成を期した。

かくて、この法律によって、新しい日本の教育の基本は確立せられた。今後のわが国の教育は、この精神に則つて行われるべきものであり、又、教育法令もすべてこれに基いて制定せられなければならない。この法律の精神に基いて、学校教育法は、画期的な新学制を定め、すでに実施の運びとなつた。

然しながら、この教育基本法を運用し、真にこれを活かすものは、教育者自身の自覚と努力である。教育に当る者は、国民全体に対する深い責任に思いを致し、この法律の精神を体得し、相共に、熱誠を傾けてその使命の達成に遺憾なきを期すべきである。

昭和二十二年五月三日

文部大臣 高橋誠一郎



教育基本法の逐条解釈に入る前に本法制定の理由と本法の性格について若干の説明を申し上げてみたいと思ふ。

去る五月三日実施をみた新しい日本国憲法によって我国再建の礎石は打ち立てた。我々日本民族は、この憲法の示す大方針に基き、八千万国民の総努力を結集して、将来輝かしい民主的で文化的で平和的な国家を打ち建てて行くことになった。

私は、この憲法を貫く根本（方針）は次の三つの原則であると考へる。即ち、1. 主権在民一民主政治の徹底的実現、2. 基本人権の尊重並に保障、3. 戦争拠棄一平和主義の徹底的採用、である。

これらの各項は自然に放置しておいては維持されるものではない。国民が不断の努力により維持され、確保され、発展されなければならないものであるが、これら三原則の完全な実現に当つて、教育のもつ役割を考察してみたいと思ふ。

1 根本原則

第一の民主政治でありますが、これは所謂“government of the people, by the people and for the people”「その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民が享受する政治」、即ち國の政治を、国民全体が行うということであり、国民自体が政治についての全責任を負うということです。そのためには国民一人々々の教養が向上し、徳性がすぐれたものとならなければなりません。若しこのことがなければ、民主政治は衆愚政治に堕し、底知れぬ混乱を來す危険があるのであります。

第二に、基本的人権の保障でありますが、なるほど

旧憲法においても臣民の権利を保障する規定を設けておりましたが、甚だ不完全で、法律を以てすればどのような制限を定めることも出来たばかりでなく、広い範囲で副立法権が認められてゐた關係上、命令である程度までは自由権の制限を定め得られました。其結果、戦時中、国民の人権の規定は殆ど空文に帰し、軍国主義、極端な国家主義が強行せられたのです。今回の憲法は法律を以てしても基本的人権は完全な保障を与えられます。然し、それは各人の権利を正当に主張するとともに、他人の権利をも尊重するといふ念が存しなければならないのであります。

第三に、戦争拠棄及び平和主義の採用でありますが、わが国は戦争を世界から絶滅せしめるため、自ら進んで戦争を拠棄し、武力を捨てたことあります。世間に於いて侵略戦争を否認した國の例は二、三あるのですが、いやしくも戦争と名のつくものはあらゆるものを否認したのは我が國を以て嚆矢とします。わが国がかくて世界平和の使徒たり、先達とならんがためには、國民一人々々の心の中に深く平和を愛好する精神が宿らなければならぬものと信ずるのであります。

これらの原則を國民が確実に実践してこそ、始めて民主的な文化的な平和的な國は建設されるのであって、かくすることによって世界の平和と人類の福祉に貢献し得るのであります。

2 教育の力

これらのいづれをとってみましても、その根底において國民のこころに連なる問題であります。人間の心を育てるものは實に教育である以上、新憲法にかけ

る理想の実現は根本に於て、教育の力にまつべきものであるといわざるをえないのです。教育こそがこの憲法にもられた大理想実現の活潑の鍵を握ってゐるのであります。

3 従来の教育の特色についての反省

次にこの際、ひるがえって従来のわが国の教育について一応反省してみますに、極度に全体主義的であって、画一的で形式に流れ、個人の尊厳と価値の認識に欠けていたのであります。軍国主義、極端な国家主義的傾向（個人の尊厳と価値は國家の前には一顧の価値なし）一が行われたのは当然であります。民主主義は個人の尊厳と価値の認識から出発すべきであります。ここに道徳教育は個人の自由と自発性を顧みることなく、徒らに外面のみを重んずる画一的な形式教育の弊におちいっておりました。国家も個人もすべてが奉仕すべき筈の真理そのものが、かえって国家のために仕えることになりました。即ち国家に役立つもののみが真理とされ、真理のための真理の探究というまでの科学的精神はまげられて了ったのであります。ここに教育は自主性を喪失し、遂に軍国主義的又は極端な国家主義的傾向を帯びるに至ったのであります。

4 教育の根本的刷新の必要

この従来の教育のあやまりを是正するとともに、新憲法により確保された理想の実現をはかるためには、従来の教育を根本的に刷新し、その普及徹底を期することが何よりも肝要であります。

《基本法制定の理由》

①基本法制定の内容的理由—教育宣言

かかる教育刷新の第一前提と致しまして、新しい教育を指導すべき根本理念の確立をはかり、終戦後混迷におちいれる教育界に一条の光を与えるとともに、国民の指針たるべきものを提供することが目下最大の急務となつたのであります。これが基本法制定の第一の理由であります。

②基本法制定、教育立法の根本法—教育憲法

更に日本国憲法は、御承知の如く教育に関係ある若干の規定を設けたのであります。その第二十三条に学問の自由を保障し、第二十六条には国民のその能力に応じてひとしく教育を受ける権利と、義務教育について規定したのであります。その他、教育に関連する条文もあるのですが、これらの規定を敷衍拡充して教育上の諸原則を明示し、今後の教育のよるべきところを示すことも又極めて時宜に適することと信ずるのであります。これが基本法制定の第二の理由であります。

以上がこのたびの議会を通過して教育基本法が制定公布を見るにいたった理由であります。

《教育基本法の性格》

教育基本法は二つの性格をもちます。第一に、新しい民主的文化的平和的日本国を再建する新しい教育の fundamental principle を確立する、いはば教育宣言の性格です。第二に、新憲法と関連ある教育上の重要諸原則を明示し、今後の教育に関する立法の根本法として、いはば教育憲法の性格です。このため前文がつくのみならず、個々の条文も普通の法律の表現とは異ってゐます。

この二つの性格をもつ項を一つの法律に規定したため、法としての統一性がいさか欠けてゐることも考えられます。然し将来の教育の目標、あり方については一応示し得てゐると言えます。

前文 教育刷新委員会の原案では、過去の教育の欠陥を述べてゐましたが、然るに文化日本、平和日本の教育を予想してみると、過去のこととはいわない方がよいと思います。ここでは法律の目的と憲法との関係を説明するにとどめました。

第一条 教育は何よりもまず個人の尊厳を重んずることを出発点とし、真理と平和の尊重の上に、人格の完成をめざさなければならないとしたのであります。人間一人々々がもつ侵すべからざる尊厳と、人間のうちに宿る無限に発展してやまない能力、これを重んじたとぶのであります。かくの如きはさきに申し述べました人間の真の自由を發揮せしめんとするものでありまして、個人の我儘勝手を許すものでは決してありません。この個人の尊厳と価値の認識の上にたってそれぞれの人間の能力をできるかぎり伸し、しかもそれを調和的に発展させること、これが人格の完成であります。かくて人格の完成は真に自由なる人間の形成であり、教育の究極目標と称しうるものと信ずるのであります。人格の完成こそは古くして新しい真に普遍的な教育の理念であるのであります。

真の人格者は、他面において真の愛國者であり、よき社会人であり、立派な国際社会の成員たるものであります。すなわち自己を克服した自由人は、社会の改造と人性の改善のために献身的努力を惜まないのであります。かかる人は単に消極的に社会の成員メンバーたるにとどまらず積極的に社会を形成して行くのであります。この形成者としていかなる資格、内容をもつた者であるべきであります。教育基本法は、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値をたとび、自主的・精神に充ちた心身ともに健康な国民であることを要請しているのであります。

第二条 教育基本法は、第一条教育の目的について、この目的を達成するに当つての心構えともなるべ

き事柄を教育の方針として示したのであります。すなわちまづ教育の目的が、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならないといったしました。従来わが国におきましては、学校のみが教育の場と考てられて参りました。親は子供を学校に出せば能事了れりとなして、家庭におけるしつけを怠り、生徒は学校の卒業免状を得さえすればそれで教育は終ったと考え、その後研究修養をかえりみない弊が見られたのであります。ここに学校教育の発展は家庭教育の軽視と社会教育の不振を伴う、うらみを残したのであります。今後はこの点を十分反省いたしまして教育はあらゆる機会に、あらゆる場所において行われなければならぬのであります。家庭は勿論、極端に申せば汽車、劇場の中をも教育の場と致さなければなりません。これと関連致しまして第七条では社会教育の重要性をみとめ社会教育の実施について規定致しました。更に教育を行うに当っては、学問の自由を尊重すると同時に、実際生活を離れることなく、自發的精神、つまり研究的態度を養いまして、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければなりません。教育は一面人格の完成であると同時に文化の創造と発展を志すものであります、いかなる文化を創造するのでませうか。教育基本法は、その前文におきまして、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化といっているのであります、それは文化の創造にあたって目ざすべきものは、常に真善美的の価値ではありながら、他面文化を形成する人、又その人の属する民族の特性が自らそこに滲み出たのでなければならぬということです。

第三条 第三条は、教育の機会均等と題しております。新憲法第二十六条第一項の国民がひとしく教育を受ける権利を有すること、及び新憲法第十四条の国民平等権に関する規定の精神を敷衍しまして、教育上の機会均等を保障し教育上のあらゆる差別的取扱いを排除せんとするのであります。更に第二項におきましては、経済的理由によって修学困難な者に対して奨学の方法を講じ、教育の機会均等の趣旨の実現を図らんと致しました。ここに特に申し述べなければならないことは、教育基本法と同時に施行されました学校教育法についてであります。学校教育法は従来の学制を単純化しまして、六・三・三・四制を確立したのであります。六・三・三・四制のねらいとするところは、従来の複雑なる学校系統を単純化し、普通教育の普及向上をはかり、教育をすべての国民に解放して教育上の機会均等を実質的に保障せんとすることを主なる目的とするものであります。従来の学校系統は別々にわかれ、それに応じて国民生活上の階級化を助長して参り

ました。このことは民主主義の徹底上好ましくないのであります、今後は新しい学校制度により、すべての国民がその能力に応じてひとしく教育を受けることができるようになります。

第四条 普通教育の普及向上につきましては、第四条に、新憲法第二十六条第二項を受けまして義務教育はこれを九年とすることを明らかにしました。

第五条 第五条におきまして、新憲法の基礎観念たる男女両性の本質的平等に基きつつ、更に進んで男女相互の敬重協力をはかるため、男女の共学がすべての学校で認められなければならないとしたのであります。従来わが国におきましては、女子の社会的地位は極めて低く女子に独自の人格を認めない傾きがあつたのであります。それは男女相互の理解において欠けていたことが主な原因ではなかったかと存ずるのであります。今後は男女共学をみとめることによりこの弊を救い、民主主義と平和主義の精神を実現せんとするのであります。勿論女子には女子独自の特性がみとめられなければならないのであります、この点に主眼をおき特に男女別学を行う学校のあることを禁ずる趣旨ではあります。

第六条 第六条学校教育におきましてとくに申し上げなければならないことは、教員の使命を掲げたことであります。即ち教員は官公私立何れの学校たるるを問はず、いやしくも学校教育法に定める学校の教員は全体の奉仕者であることを明らかに致しました。これと関連して、第十条では教育は不当な支配に服することなく国民全体に対し直接に責任を負って行われなければならないといっています。これは教育が国民の公正な意志に基いて行わるべき、その責任を負うべき相手は常に国民全体にあることを明らかにしまして教育者が自ら独りを善しとする弊を戒めたのであります。が、他面又不当な支配——一部のものの支配、国民全体意志に基かない支配に服すことのないことを明らかにし、いわゆる教育の自主性を確保せんとしたのであります。

第八条 第八条政治教育では、民主政治社会における政治的教養の守んぜらるべきことをのべました。従って第二項におきましては、学校の政治的中立を確保し学校が政治のために利用されることを妨ぐため、学校教育法に定める学校は、特定の政党のための政治教育その他政治的活動をしてはならないとしたのであります。かくて教育上真に国民の政治的自由を確保せんとするのであります。

第九条 第九条、新しい日本において宗教的精神の重んぜらるべきことに鑑みまして宗教教育について規定したのであります。

先きに申し述べました個人の眞の自由を体現するがために深く個人の胸奥に至り、そこにある絶対的なものの中に□たれることにならなければなりません。これが宗教の問題に連なることはいうまでもないことと存じます。自由は深き宗教的根柢を持って初めて本来の力を發揮することができるのであります。然しながらこの宗教は各人の靈魂の問題であり、いささかも強制があってはなりません。新憲法に信教の自由を保障したのもこの趣旨に基づくものであります。教育基本法はこの憲法の精神にもとづきまして信教の自由を教育上実現するため宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位を尊重すべきことを明らかにしました。それは宗教的寛容心を涵養するとともに宗教の社会生活に占める地位を教授することによりまして宗教への芽生えを育てんとするのであります。然し

ながら官公立の学校では特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動は之をしてはならないのであります。

第十条 第十条教育行政ではさきの教育の国民全体に対する責任を明らかにするとともに、教育行政の任務と限界を明らかにしたのであります。

以上教育基本法における教育の根本理念、教育上の重要諸原則を説明いたしました。これらの精神の実現に当って何よりも教育に直接たゞさわる各位の努力にまつものであります。この教育基本法を一片の紙片に終らしめることなく相共に新日本をして自由と平和の樂園としようではありませんか。

(出典：鈴木英一・平原春好編『資料 教育基本法 50年史』勁草書房・1998年)

